

令和 7 年 (2025 年) 6 月 11 日
午後 2 時 ~ 午後 3 時
於：高層棟 4 階 特別会議室
行政経営部 企画財政室

令和 7 年度 第 1 回政策調整会議 外郭団体のあり方に関する指針の一部改正

外郭団体の役割や市の関与のあり方等を示した「外郭団体のあり方に関する指針」について、社会情勢の変化などに対応するため、現行指針の内容を一部改正するものです。

1 概要

外郭団体（以下「団体」という。）のあり方については、平成 29 年（2017 年）「外郭団体のあり方に関する指針（以下「指針」という。）」を制定し、団体の自主性を尊重しつつ、市が統一的な視点からの的確な指導等を行い、事業運営の公正性・透明性や経営の健全性の確保等、効果的・効率的な事業運営を促してきました。

このたび、社会情勢の変化や各種制度に対応するため、指針の内容を一部改正するものです。

2 主な改正内容（以下に示すもののほか軽微な文言整理等を行います。）

（1）コンプライアンス及びハラスメント防止の徹底に係る項目の追加【3（2）ウ】

（改正案）関係法令の遵守はもとより、不適正な行為の防止のために、コンプライアンス関係規程や必要な体制の整備、ハラスメントを防止するための措置を講じるなど、組織の体制強化に取り組むこと。

職場環境の整備において、コンプライアンス違反やハラスメント問題への対策は必須の取組であり、団体においても組織体制の強化に取り組む必要があることから、現行指針に追加します。

（2）60 歳以上の団体職員に関する取扱いに係る内容の変更【3（2）キ】

（現 行）60 歳以上の職員については、本市再任用職員を参考に、雇用年限や給与水準を定め、退職手当不支給とすること。

↓

（改正案）60 歳以上の職員については、本市制度を参考に、給与水準や福利厚生等を定めること。

現行指針において、60 歳以上の団体職員については、退職手当の支給のない再任用職員制度等を踏まえた取扱いとしていましたが、令和 2 年度（2020 年）に会計年度任用職員※制度が開始され、会計年度任用職員が退職手当の支給対象となったことを受け、整合を図るため取扱いを変更します。

※ フルタイム（6 月超の任用）の場合は、本市条例上の退職手当支給対象。
パートタイムの場合は、特定退職金共済の対象。

（3）元市職員の団体役員への就任に関する取扱いの追記【3（6）イ】

（改正案）元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則 65 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までとすること。団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、65 歳を超えて就任させる場合は、その理由について市に報告すること。

現状、団体の役員の中には、例外的に 65 歳を超えた元市職員が就任している例もありますが、その理由を市に報告させることで、より一層透明性の高い運営とするため、下線部について取扱いを追加します。

3 学識経験者への意見聴取

（1）学識経験者

関西大学 法学部 河野 奈月 准教授（専門分野：労働法）

（2）意見聴取実施日

令和 7 年（2025 年）3 月 3 日

（3）意見の要約

改正の方向性については賛成。今後、多様化した働き方、担い手不足など時代に合わせて、必要に応じて年齢などの制限を緩和していくことも重要となってくる。

4 パブリックコメント

（1）意見提出期間

令和 7 年 3 月 26 日～令和 7 年 4 月 28 日

（2）意見の件数

3 通（3 件）

（3）意見の要約

- ・市職員が再就職する際は制限が必要
- ・団体の情報公開方法の改善が必要
- ・団体に対する補助金・委託料等の検証の徹底・見直しが必要

(4) 意見への対応の方向性

いただいた意見については、既に指針に反映済みのものや細かい運用に関するものであることから、指針への反映は行いません。

5 今後のスケジュール

令和7年6月11日

政策調整会議

7月上旬

指針改正

指針改正に係る市議会議員報告

市民意見に対する市の考え方の公表